

令和5年6月5日

関係各位

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

住宅型有料老人ホーム等入所者に関する障害福祉サービス (居宅介護等)の支給決定基準の変更について

日頃は、本市の障害福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和5年3月27日(月)にウェルネットなごやに指定障害福祉サービス事業者等講習会(集団指導)の資料として掲載し、また令和5年3月28日(火)にウェルネットなごやに当該変更に関するチラシを掲載したところですが、令和5年4月から適用される変更にも関わらず、関係者の皆様へのご案内が大変遅くなってしまいました。

この度は、多大なるご迷惑をおかけしましたことにつきまして、心からお詫びを申し上げます。

今後はこのようなことがないように、適時適切にご案内に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、この度の変更につきまして、下記の通りあらためて補足説明をさせていただきますので、ご確認くださいませようよろしくお願い申し上げます。

記

1 障害福祉サービスと介護保険サービスの併給について

障害福祉サービスにおける居宅介護等(居宅介護及び重度訪問介護)の利用につきましては、その利用者が65歳に到達する等して介護保険サービスを利用できるようになった場合、原則として介護保険サービスの利用が優先されます。その際、障害福祉サービスの利用者が要介護認定等を受けた結果、介護保険サービス支給限度額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することが考えられます。そこで、介護保険制度適用後も引き続き利用可能なサービス量が確保され、適切な支援が受けられるよう、本市におきまし

ては、独自の基準を設定し、介護保険サービスに上乗せして居宅介護等の支給決定を行っております。

2 今回の変更の趣旨・内容

この制度について、住宅型有料老人ホーム等（住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）の入所者については、当初、単身相当であるとして基準Ⅲを適用し、制度を運用してまいりましたが、住宅型有料老人ホーム等の入所者は介護能力のある介護者がいる状態に相当するのではないかといった議論があり、基準Ⅲから基準Ⅰへの変更を検討してまいりました。こうした中、平成27年度に基準をⅡに変更し、その影響を見極めたうえで、Ⅰへの変更について判断することとし、その後も検討を続けていたところです。

この度、これまでの検討を踏まえ、住宅型有料老人ホーム等の入所者につきましては介護能力のある介護者がいる場合に相当するものと考えられることから、居宅介護等の支給決定基準について、「介護者の介護能力に相当困難を生じる」状態を要件とする基準Ⅱから「介護能力のある介護者がいる」状態を要件とする基準Ⅰへ変更を行うことといたしました。

区分	変更前	変更後
基準Ⅲ	単身（住宅型有料老人ホーム等の入所者を除く。）又はそれに準じる場合	単身（住宅型有料老人ホーム等の入所者を除く。）又はそれに準じる場合
基準Ⅱ	介護者の介護能力に相当困難を生じる場合※ <u>住宅型有料老人ホーム等の入所者</u>	介護者の介護能力に相当困難を生じる場合
基準Ⅰ	介護能力のある介護者がいる場合	介護能力のある介護者がいる場合 <u>住宅型有料老人ホーム等の入所者</u>

※単身ではないが、介護者が疾病や就労等で常時の介護が困難な場合を想定

3 変更時期

令和5年4月以降に居宅介護等の申請を行った方より適用します。

4 変更となる対象者等の範囲

以下のすべてに該当する方となります。

- ・住宅型有料老人ホーム等に入所している方
- ・令和5年4月以降に、居宅介護等の利用申請をする方

※令和5年3月以前に住宅型有料老人ホーム等に入居する方として居宅介護等の利用申請を行い、支給決定を受けている方が、継続して支給決定を受ける場合は、適用しません。

※在宅の方で既に支給決定を受けている方が住宅型有料老人ホーム等に入所し、令和5年4月以降に変更申請を行った場合は基準Ⅰを適用します。

5 参考（支給決定基準における区分ごとの利用時間数の目安）

（1）居宅介護を利用する場合

障害支援区分	利用時間数の目安		
	基準Ⅲ	基準Ⅱ（変更前）	基準Ⅰ（変更後）
区分6	123時間	92時間	61.5時間
区分5	89.5時間	67時間	44.5時間
区分4	64時間	48時間	32時間
区分3	43時間	32時間	21.5時間
区分2	31時間	23時間	15.5時間
区分1	18.5時間	14時間	9時間

※時間数は障害福祉サービスの居宅介護（身体介護）を利用する場合の目安。
介護保険サービスの訪問介護を併給する場合は、相当分の時間数を控除。

（2）重度訪問介護を利用する場合

障害支援区分	利用時間数の目安		
	基準Ⅲ	基準Ⅱ（変更前）	基準Ⅰ（変更後）
区分6	473時間	409.5時間	316時間
区分5	336時間	291時間	224.5時間
区分4	187時間	162.5時間	125時間

※時間数は障害福祉サービスの重度訪問介護を利用する場合の目安。
介護保険サービスの訪問介護を併給する場合は、相当分の時間数を控除。

（お問い合わせ先）

認定支払係

電話：052-972-2639

FAX：052-972-4149